

「別居・離婚後の面会交流についての法整備を

求める意見書の提出」を求める陳情書

補足資料

引用元

- 厚生労働省、平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査結果報告
63~64、66~68 ページから抜粋 . . . 2 ページ~3 ページ
- 裁判所、司法統計平成 30 年「離婚の調停成立又は調停に代わる審判事件のうち面会交流の取決めありの件数」
第 24 表から抜粋 . . . 4 ページ
- 法務省、刑事施設に収容されている被収容者との面会や手紙の発受等を希望される方へ
インターネットホームページから抜粋 . . . 5 ページ
- A R C 平野裕二の子どもの権利・国際情報サイト
子どもの権利委員会、日本の第 4、5 回統合定期報告書に関する総括所見
1、6~7 ページから抜粋 . . . 6 ページ
- E U 本会議、日本における E U の子どもの国際的および国内的な親の拉致
インターネットホームページ（日本語）から抜粋 . . . 7 ページ~9 ページ
- 自民党司法制度調査会 2020 提言
19 ページから抜粋 . . . 10 ページ
- 親子の面会交流を実現する全国ネットワーク 親子ネット 地方議会への陳情
インターネットホームページから抜粋 . . . 11 ページ~12 ページ

表18-(2)-1 母子世帯の母の面会交流の取り決め状況等

総 数	面会交流の取り決めをしている				面会交流の取り決めをしていない	不 詳
	文書あり	文書なし	不 詳			
	判決、調停、審判などの裁判所における取り決め、強制執行認諾条項付きの公正証書	その他文書				
平成23年 (100.0)	(23.4) (100.0)	(50.3) (*)	(*)	(48.1) (1.6)	(73.3)	(3.3)
平成28年 1,817 (100.0)	437 (24.1) (100.0)	423 (96.8)	422 (96.6)	1 (0.2)	6 (1.4)	8 (1.8)
					1,278 (70.3)	102 (5.6)

表18-(2)-3 父子世帯の父の面会交流の取り決め状況等

総 数	面会交流の取り決めをしている				面会交流の取り決めをしていない	不 詳
	文書あり	文書なし	不 詳			
	判決、調停、審判などの裁判所における取り決め、強制執行認諾条項付きの公正証書	その他文書				
平成23年 (100.0)	(16.3) (100.0)	(51.5) (*)	(*)	(48.5) (-)	(79.9)	(3.6)
平成28年 308 (100.0)	84 (27.3) (100.0)	61 (72.6)	41 (48.8)	20 (23.8)	23 (27.4)	- (-)
					206 (66.9)	18 (5.8)

表18-(2)-9 母子世帯の母の面会交流の取り決めをしていない理由(最も大きな理由)

総 数	取り決めの交渉がわざわざしない	相手から身体的・精神的暴力や児童虐待があった	相手と関わり合いたくない	相手が面会交流を希望しない	取り決めをしなくても交流できる	子どもの連れ去りや虐待の可能性がある
平成28年 1,278 (100.0)	76 (5.9)	39 (3.1)	319 (25.0)	174 (13.6)	241 (18.9)	4 (0.3)

子どもが会いたがらない	相手が養育費を支払わない又は支払えない	面会交流をすることが子どものためにならないと思う	親族が反対している	取り決めの交渉をしたが、まとまらなかつた	現在交渉中又は今後交渉予定	その他	不 詳
93 (7.3)	81 (6.3)	54 (4.2)	10 (0.8)	21 (1.6)	10 (0.8)	101 (7.9)	55 (4.3)

表18-(2)-10 父子世帯の父の面会交流の取り決めをしていない理由（最も大きな理由）

総 数	取り決めの交渉がわざわざ多い	相手から身体的・精神的暴力や児童虐待があつた	相手と関わり合いたくない	相手が面会交流を希望しない	取り決めをしなくても交流できる	子どもの連れ去りや虐待の可能性がある
平成28年 206 (100.0)	13 (6.3)	3 (1.5)	38 (18.4)	15 (7.3)	60 (29.1)	1 (0.5)

子どもが会いたがらない	相手が養育費を支払わない又は支払えない	面会交流をすることが子どものためにならないと思う	親族が反対している	取り決めの交渉をしたが、まとまらなかつた	現在交渉中又は今後交渉予定	その他	不詳
21 (10.2)	2 (1.0)	11 (5.3)	1 (0.5)	4 (1.9)	2 (1.0)	21 (11.7)	11 (5.3)

(3) 面会交流の実施状況

- ア 面会交流の実施状況は、「現在も行っている」と回答したのは、母子世帯の母では 29.8 %となつてお
り、父子世帯の父では 45.5 %となっている。
- イ 面会交流の実施頻度は、母子世帯では「月1回以上2回未満」が最も多い 23.1 %、父子世帯では「月
2回以上」が最も多い 21.1 %となっている。
- ウ 現在、面会交流を行っていない最も大きな理由は、母子世帯の母では「相手が面会交流を求めてこない」
が最多く、父子世帯の父では「子どもが会いたがらない」が最多くなっている。

表18-(3)-1 母子世帯の母の面会交流の実施状況

総 数	現在も面会交流を行っている	面会交流を行ったことがある	面会交流を行ったことがない	不 詳
平成23年 (100.0)	(27.7)	(17.6)	(50.8)	(3.9)
平成28年 1,817 (100.0)	541 (29.8)	347 (19.1)	842 (46.3)	87 (4.8)

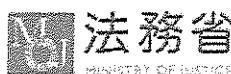
表18-(3)-3 父子世帯の父の面会交流の実施状況

総 数	現在も面会交流を行っている	面会交流を行ったことがある	面会交流を行ったことがない	不 詳
平成23年 (100.0)	(37.4)	(16.5)	(41.0)	(5.0)
平成28年 308 (100.0)	140 (45.5)	50 (16.2)	101 (32.8)	17 (5.5)

第24表 「離婚」の調停成立又は調停に代わる審判事件のうち面会交流の取決め有りの件数—面会交流の回数等別—全家庭裁判所

件 数	調 停		審 判		面 会		面 会 交 流		面 会 交 流		面 会 交 流	
	調 停 成 立	調 停 不 成 立	審 判 成 立	審 判 不 成 立	面 会 交 流 回 数 0	面 会 交 流 回 数 1	面 会 交 流 回 数 2	面 会 交 流 回 数 3	面 会 交 流 回 数 4	面 会 交 流 回 数 5	面 会 交 流 回 数 6	面 会 交 流 回 数 7
総 数	13 010	201	1 003	5 700	769	250	55	3 856	1 104	1 092	11 926	
件 数												
調 停 成 立												
調 停 不 成 立												
審 判 成 立												
審 判 不 成 立												
面 会 交 流 回 数 0												
面 会 交 流 回 数 1												
面 会 交 流 回 数 2												
面 会 交 流 回 数 3												
面 会 交 流 回 数 4												
面 会 交 流 回 数 5												
面 会 交 流 回 数 6												
面 会 交 流 回 数 7												

(注) 「離婚」の調停成立又は調停に代わる審判事件とは、調停難解、協議難解、協議難解且つ調停成立又は調停に代わる審判に上る審判権限の事件をいう。』



[このページへ](#) > [政策・審議会等](#) > [申請・手続](#) > 刑事施設に収容されている被収容者との面会や手紙の発受等を希望される方へ

刑事施設に収容されている被収容者との面会や手紙の発受等を希望される方へ

刑務所や拘置所などの刑務施設(以下「施設」といいます。)に収容されている被収容者との面会や手紙の発受、被収容者への物品などの差入れについて、刑事収容施設及び其に関する法律、刑務施設及び被収容者の処遇に関する規則などにおいて基本的な事項が定められています。

ここでは、実際に面会などをされる場合の一般的な手続や留意事項などについて説明しますが、細かな部分については、施設によって異なる点もありますので、あらかじめ御承知おなまお、施設に対して、被収容者の在所の有無を問い合わせられても、お答えできませんので、御留意願います。

第1 面会について

1 受刑者との面会について

2 未収容者との面会について

* 未決拘禁者は、刑事裁判の判決が確定していない者のことです。

第2 手紙の発送について

1 受刑者との手紙の発送について

2 未収容者との手紙の発送について

第3 差入れについて

1 受刑者に対する差入れについて

2 未収容者に対する差入れについて

第1 面会について

1 受刑者との面会について

(1) 受刑者と面会できる方

次のいずれかに該当する方は、受刑者と面会することができます。

* ただし、受刑者が懲罰中などの場合や既にその月の面会回数(2)参照を実施済みの場合には、原則として面会できません(Q&A参照)。

ア 習慣の方

* 習慣には、婚姻の届出をしていないものの、事实上婚姻関係と同様の事情にあると施設が認めた、いわゆる内縁の夫や妻も含まれます。

イ 婚姻関係の調整、訴訟の進行、事業の維持その他の受刑者の身分上、法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のため面会することが必要な方 【具体例】

婚姻や親権関係の相談、子の養育、相続、雇用關係などの調整、受刑者が経営する会社などの重要な処理方針決定について相談をするため、受刑者にとって面会する必要があるも民事訴訟や再審請求などについて委任を受けている弁護士など

* 次のいずれかに該当する場合には、通常、面会は認められません。

- 面会する必要性を示す確認資料などをお持ちにならない場合で、施設において面会の必要性が判断できない場合
- 小額の金銭の貸し借りなど、受刑者にとって重大な利害に係る用務の処理とは認められない場合
- 受刑者の釈放が近く予定されており、釈放後に用務を処理すれば足りると認められる場合や手紙の発受によって用務の処理が可能と認められる場合など、その時点で面会することができない場合

ウ 受刑者の更生保護に係る方、受刑者を釈放後に雇用しようとされる方など面会により受刑者の改善更生に資すると認められる方

* 次のいずれかに該当する場合には、通常、面会は認められません。

- 釈放までに相当の期間がある場合など、雇用の見込みが現実的なものとは判断できない場合
- 雇用しようとされる方や雇用先として予定されている会社が暴力団関係などに関係する場合

エ アからウまでには該当しないものの、交友関係の維持その他の面会することを必要とする事情があり、かつ、面会により、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生じ、又は受刑者が実施に反対を生ずるおそれがないと認められる方で、施設が面会を認めた方

* ここでいう「交友関係の維持」とは、受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰に資するための社会通念に照らした健全・良好な交友関係の維持であることに御留意願います。

* 次のいずれかに該当する場合には、通常、面会は認められません。

- 面会を希望される方の身元が明らかでない場合
- 面会を希望される方と受刑者が社会内において継続的に交際してきた事實を施設において客観的に確認できないなど、施設において面会の必要性があると判断できない場合
- 面会を希望される方が暴力団関係者などの場合

(2) 面会できる回数

面会できる回数は、受刑者が指定されている施設区分に応じて異なります。具体的な回数は各施設において次の基準により定められています(Q&A参照)。

第1類の受刑者は、毎月7回以上で施設が定める回数

第2類の受刑者は、毎月5回以上で施設が定める回数

第3類の受刑者は、毎月3回以上で施設が定める回数

第4類・第5類の受刑者は、毎月2回以上で施設が定める回数

* 優遇区分が指定されていない受刑者については、毎月2回以上で施設が定める回数となります。

日本語訳：子どもの権利条約 NGO レポート連絡会議
<https://www26.atwiki.jp/childrights/pages/319.html>

(注：〔 〕内は訳者による補足)

子どもの権利委員会

日本の第4回・第5回統合定期報告書に関する総括所見*

I. はじめに

- 委員会は、2019年1月16日および17日に開かれた第2346回および第2347回会合(CRC/C/SR.2346 and 2347 参照)において日本の第4回・第5回統合定期報告書(CRC/C/JPN/4-5)を検討し、2019年2月1日に開かれた第2370回会合においてこの総括所見を採択した。
- 委員会は、締約国における子どもの権利の状況についての理解を向上させてくれた、締約国第4回・第5回統合定期報告書および事前質問事項に対する文書回答(CRC/C/JPN/Q/4-5/Add.1)の提出を歓迎する。委員会は、多部門から構成された締約国の代表団との間に持たれた建設的対話に評価の意を表するものである。

III. 主要な懸念領域および勧告

- 委員会は、条約に掲げられたすべての権利の不可分性および相互依存性を締約国が想起するよう求めるとともに、この総括所見に掲げられたすべての勧告の重要性を強調する。委員会は、緊急の措置がとられなければならない以下の分野に関わる勧告に対し、締約国の注意を喚起したい。その分野とは、差別の禁止(パラ18)、子どもの意見の尊重(パラ22)、体罰(パラ26)、家庭環境を奪われた子ども(パラ29)、リプロダクティブヘルスおよび精神保健(パラ35)ならびに少年司法(パラ45)である。

F. 家庭環境および代替的養護(第5条、第9~11条、第18条(1)および(2)、第20条、第21条、第25条ならびに第27条(4))

家庭環境

27. 委員会は、締約国が、以下のことを目的として、十分な人的資源、技術的資源および財源に裏づけられたあらゆる必要な措置をとるよう勧告する。

- 仕事と家庭生活との適切なバランスを促進すること等の手段によって家族の支援および強化を図るとともに、とくに子どもの遺棄および施設措置を防止する目的で、困窮している家族に対して十分な社会的援助、心理社会的支援および指導を提供すること。
- 子どもの最善の利益に合致する場合には(外国籍の親も含めて)子どもの共同親権を認める

目的で、離婚後の親子関係について定めた法律を改正するとともに、非同居親との個人的関係および直接の接觸を維持する子どもの権利が恒常的に行使できることを確保すること。

- 家事紛争(たとえば子どもの扶養料に関するもの)における裁判所の命令の法執行を強化すること。
- 子およびその他の親族の扶養料の国際的回収に関するハーグ条約、扶養義務の準拠法に関するハーグ議定書、および、親責任および子の保護措置に関する管轄権、準拠法、承認、執行および協力に関するハーグ条約の批准を検討すること。



インデックス < 先の 次に > 本文

手順: 2020/2621(RSP)

本会議のドキュメントステージ

提出された文書	[E9-0205/2020]	議論:	投票:	採用されたテキスト:
TE9-0205/2020				[P9_TA(2020)0182]

採用されたテキスト

146k 53k

2020年7月8日(水) - ブリュッセル

暫定版

日本におけるEUの子どもの国際的および国内的な親の拉致

P9_TA-PROV(2020)0182 E9-0205/2020

→ 2020年7月8日欧州議会決議、EUの子どもの国際・国内親権拉致に関する決議(2020年7月8日付)

欧州議会。

- 世界人権宣言第1条に関して

1989年11月20日の国連子どもの権利条約第9条に関する

- 1980年10月25日(以下「1980年ハーグ条約」)の国際的な児童拉致の民事的側面に関するハーグ条約に関する

- 欧州連合条約第2条、第3条(1)、第3(5)条及び第3(6)に関して、

- 欧州連合の基本的権利憲章第24条に関して

- 1963年の領事関係に関するウィーン条約に関して、

- 欧州議会に宛てた請願に基づいてEU全体の子供の最善の利益を保護することに関する2016年4月28日の決議で強調された原則に関する

2017年の子どもの権利の促進及び保護に関するEUガイドラインに関する

・子どもの権利に関する欧州議会コーディネーターの役割と活動に関して、親の子どもの拉致と親権の問題、および日本におけるEU市民権を持つ子どもに関する紛争へのアクセスについて、

2020年2月19-20日の会合で、請願委員会の審議に関して、

- 手続規則の規則227(2)に関して

A. 2020年2月19日の会合で、請願委員会は、親の子供の誘拐と混合国籍のカップルを含む訪問権に関する請願書0594/2019、2019、2019年0842/2019について議論しました。

B. これらの請願は、1980年のハーグ条約手続きに基づく子どもの返還に関する裁判所の決定の執行における日本の不十分な記録に対する懸念を提起し、アクセス権と訪問権を行便する手段の欠如に対して、EUの親が日本に居住する子供たちと有意義な関係を維持するのを妨げた。

C. 一方、親の一人がEU国民であり、もう一方が日本人である未解決の親子拉致事件は多くべきものです。

D. 日本の法律では、共有または共同の親権を取得する可能性はありません。一方、児童拉致は深刻な児童虐待であると異なる情報源によって示されているのに対し、

E. 日本の残された両親のアクセスまたは訪問権は厳しく制限されているか、存在しません。

F. すべての加盟国は1980年ハーグ条約とUNCRCの締約国であるのに対し、

G. に対し、日本は2014年に1980年のハーグ条約に参加し、1994年からUNCRCの党となっています。

一方、EUの国民であり、日本に居住する子供たちは、彼らの幸福のために必要な保護とケアの権利を享受しなければなりません。一方、彼らは自由に自分の意見を表現することができます。一方、そのような見解は、年齢や成熟度に応じて、それらに関係する事項について考慮されなければならない。

私は、親が子供の育成と発達に対して主な責任を負っているのに対し、親は子供の育成に対する第一の責任を負う。一方、当事者は、両親が子供の育成と発達に共通の責任を負っているという原則を確実に認識するために最善を尽くす義務があります。

一方、日本のEUの子どもに関するすべての行動において、子どもの最善の利益が第一の配慮でなければならない。

一方、日本のすべてのEUの子どもは、その利益に反しない限り、定期的に両親との個人的な関係と直接の接觸を維持する権利を有する必要があります。

し、当事者は、司法審査の対象となる管轄当局が適用法および手続きに従って決定する場合を除き、子どもが自分の意志に反して両親から分離されないことを保証する義務があるのに対し、そのような分離は子供の最善の利益のために必要であると判断する。一方、そのような決定は、例えば、両親による子供の虐待や危機を伴う、または両親が別々に住んでいる場合、子供の居住地に関する決定を行わなければならない場合など、特定の場合に必要な場合があります。

当事者は、一方または両方の親から分離された子供の権利を尊重する義務があり、これが子供の最善の利益に反する場合を除き、定期的に両親との個人的な関係を維持し、両方の両親と直接接觸する。

N. 子どものタイムリーな帰還を確保するために、1980年ハーグ条約のすべての当事者は、条約の義務と義務と互換性のある国内措置と法律を実施するために取り組まなければならぬ。

O. 両親が異なる州に住んでいる子供は、定期的に維持し、例外的な状況、個人的な関係、および両方の両親との直接の接觸で保存する権利を持っている必要があります。

一方、フランスのエマニュエル・マクロン大統領、イタリアのシザッペ・コンテ首相、ドイツのアンゲラ・メルケル首相は、フランス、イタリア、ドイツの両親を代表して日本の安倍晋三首相と話し合い、駐日欧州大使は日本の法務大臣に親の拉致に関する共同書簡を送った。

Q. 2019年8月、子どもが他方の親に拉致された親によって正式な苦情が国連人権理事会に提出されたのに対し、正式な苦情が国連人権理事会に提出された。

R. 一方、子どもの権利に関する議会のコーディネーターは、2018年10月の日本法務大臣、2019年5月の日本の駐EU大使を含め、2018年から親の子どもの拉致や親権に関する具体的な問題を提起し、日本当局とのEU国民に関する紛争に関する具体的な問題を提起している。

S. 2020年3月6日に請願委員会、および2020年2月5日、国会の子どもの権利コーディネーターは、外務安全保障政策連合(NP/HR)の副委員長/高等弁務官事務所長に書簡を送り、1980年のハーグ条約とUNCRCに関する日本の国際義務を戦略的パートナーシップとEU間のパートナーシップ協定の議題に含めるよう要請した。

2020年1月31日、EUは、EUとの間で、日本の法的枠組みと効果的な実施を改善し、UNCRCや1980年のハーグ条約などの司法判断と日本の国際的なコミットメントを尊重するよう求めた。一方、EUはまた、子どもの最善の利益を確保し、両親に与えられた訪問権を尊重する必要性を主張した。

米国は2020年2月19日から20日の会合の結果を受けて、日本の欧州連合(EU)に対して日本の国会に書簡を送り、日本当局に対し、子どもの権利と国際的な子どもの拉致に関する国内および国際関係に関する法律を遵守するよう促した。

1. 日本における親子拉致の結果として苦しんでいる子どもの状況や、関係法令や司法判断が全て執行されていないという事実に対する懸念を表明する。日本のEUの子どもたちは、その権利を保護する国際協定に定める保護を享受しなければならない、とのリコール。

2. 日本はEUの戦略的パートナーとして、児童拉致の場合には国際ルールを遵守していないように見えることを遺憾に思ふ。例えば、1980年のハーグ条約に基づく手続きにおいて、日本および関係国の裁判所によって受け継がれた決定が効果的に日本で施行されるように、両国の法的枠組みを改善すべきであると思い出す。

3. 子どもの人権原則が日本政府の国家行動に依存しているという事実を強調する。両親に対する子どもの権利を保護するために、多くの立法措置および非立法措置が必要であることを強調する。日本当局に対し、取り残された両親に与えられるアクセス権と訪問権に関する裁判所の決定を効果的に執行し、後者は日本に居住する子どもと有意義な接触を維持するよう強く求める。これらの決定は常に子供の最善の利益を念頭に置いて取られることを強調する。
4. 子どもの拉致事件は、子どもと後に残された親との間の長期的な悪影響を及ぼす可能性があるとして、迅速な取り扱いが必要であることを強調する。
5. 親の子どもの拉致は、子どもの幸福を害する可能性があり、長期的な有害な影響を及ぼす可能性があるという事実を指摘する。子どもの拉致は、子どもと取り残された親の両方に対する精神疾患の問題につながる可能性があることを強調する。
6. 1980年ハーグ条約の主な目的の一つは、子どもの拉致直前に習慣的な居住地に迅速に戻るようにする手順を確立することによって、親の子どもの拉致の有害な影響から子供を保護することであることを強調する。
7. 子どもの権利に関する議会のコーディネーターの支援と、この状況への取り組みについて歓迎し、請願者が提起した事件に對処するために請願委員会と協力し続ける。
8. すべての児童保護システムは、国境を越えた紛争の特異性を考慮に入れて、国境を越えたメカニズムを導入すべきであると主張する。
9. ハーグ会議(例えば、第三国での親の子どもの拉致に関する情報と他の子供の権利に関する情報を含む電子司法ポータルの完了)と共に、国境を越えた家族紛争の両親に援助を提供するために、欧州市民に優しい情報支援プラットフォームを設立することを示唆する。
10. 離婚や分離の際に日本などの国で遭遇する可能性のある困難に関する経験を含む第三国における家庭法および子どもの権利に関する信頼できる情報を国民に提供することを加盟国に推奨する。
11. 日日EU戦略連携協定合同委員会を含むあらゆる可能なフォーラムにおいて、この問題を提起するという委員会のコミットメントを歓迎する。
12. EUと日本の戦略的パートナーシップ協定の一環として開催される次回会合の議題に、この問題を含めるため、VP/HRIに対して要請する。日本当局に対し、刑法および民法を適用するよう求める。
13. 1980年ハーグ条約に基づき、日本当局は、残された親が子どもとの接触を維持できるように支援することを含む第6条および第7条に定められたとおり、中央当局が義務を果たすことを義務付けられていることを示し出す。
14. 日本当局は、特に子どもの最善の利益と両親(すなわちEU国民)の権利を保護する場合に、加盟国代表が領事義務を果たすことを可能にするために、領事関係に関するウィーン条約の規定を尊重する義務があることを示し出す。
15. 親のアクセスを制限または完全に拒否し、権利を訪問することは、UNCRCの第9条に反することを強調する。
16. 委員会および理事会が、UNCRCに対する当事者の義務、特に、子どもの最善の利益に反しない限り、定期的に両親との個人的な関係を維持し、直接接觸する子供の権利を強調するよう要請する。
17. 日本当局に対し、国内法を国際的な約束に沿って取り入れ、訪問権とアクセス権がUNCRCに基づく義務を確實に反映するために、親の関係が解消された後に、国の法制度に必要な変更を導入し、共有または共同親権の可能性を設けるよう求める。日本当局に対し、批准したUNCRCへのコミットメントを支持するよう要請する。
18. 日本当局に対し、EUとのより良い協力を求め、取り残された両親に対する裁判所の決定によって与えられたアクセス権と訪問権の効果的な執行を可能にする。
19. 欧州委員会に対し、国家およびEUレベルのすべての関連利害関係者による国境を越えた調停に関する勧告に特に注意を払うことを求める。
20. 児童保護に関するすべての国際立法、特に1980年ハーグ条約の実施のため、加盟国及び第三国との国際協力の強化を求める。
21. 判斷後の状況を適切に監視することは、両親との接觸が闘争している場合を含め、極めて重要であることを強調する。加盟国に対し、外務省及び大使館のホームページを通じて、国内における児童拉致のリスク及びこの問題に関する日本当局の行動について、伝え合うよう求める。
22. 加盟国に設立された国境を越えた影響を持つ子どもの拉致警報システム間の協力を強化し、行方不明の子ども警報メカニズムの設定に委員会と協力し、国境を越えた拉致事件に対処する関連協力協定の締結について報告するよう、子どもの権利の促進と保護に関する委員会ガイドラインに基づいて報告するよう理事会に要請する。

内する動画の作成・インターネット上での配信

無戸籍者やその母等関係者に対し、相談窓口や関係する裁判手続の概要などの基本的な情報を、容易にアクセスできる方法により、かつ分かりやすいコンテンツで提供することは、無戸籍者の早期把握及び無戸籍状態の早期解消の促進につながると考えられる。具体的な施策としては、相談窓口や関係する裁判手続の概要などの基本的な情報に関する動画を作成し、インターネットで配信することが有用である。

オ 戸籍事務について市区町村の窓口対応を指導し、市区町村と協同して、無戸籍者への手厚い手続支援を実施する法務局の体制強化

無戸籍者解消に向けた具体的な施策を実施していく上で、市区町村を指導し、これと協同して一人一人に寄り添った手厚い手続支援を実施する法務局の体制を強化していくことは、従前に引き続き不可欠である。

カ 婚出推定制度の見直しを着実に前進させること

婚出推定制度の見直しについては、法制審議会民法（親子法制）部会において調査審議中であるが、無戸籍者が社会生活上多大な不利益を被っていることに鑑みれば、充実した調査審議が行われることを前提として、できる限り早期の答申がされることが期待される。

また、検討に当たっては、無戸籍者やその支援者の声を十分に聞き、実情を踏まえた制度設計を行うべきである。

4 離婚をめぐる子の養育に関する問題

そのほか、当調査会犯罪被害者等支援PTにおいては、離婚をめぐる子の養育に関する問題についてもヒアリングを行った。

父母が様々な理由で離婚する場合であっても、子が両親の十分な情愛の下で養育されることが、子の成長ひいては日本の未来にとって重要であることはいうまでもない。しかしながら、日本では、離婚を巡って夫婦間で子の連れ去りが起きたり、子と別居親との関係が遮断されるケースも少なくない。また、養育費の不払いが子の貧困を招いている。

日本の宝である子の権利や将来を守るために、離婚後の親権制度の在り方、養育費の確保、面会交流の改善など、それぞれの課題について、諸外国の取組に学びつつ、党内の関係組織とも連携して、引き続き検討を進めいく。

意 見 書

第3回定期会で議員提案された下記の意見書を可決し、関係大臣等にて提出しました。

別居・離婚後の親子の断絶を防止する法整備に関する意見書

我が国は、「児童の権利条約」（1994年）を批准しており、第9条3で「締約国は、児童の最善の権利に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する」とあり、親子不分離の原則が明示されています。2014年には、ハーグ条約も批准しており、前文で「条約加盟国は子どもの権利が、監護権に関する問題において、最高位に重要であることを強く確信し、不法な連れ去りによる有害な影響から子どもを国際的に守ること、常居国に迅速に戻される方法を確立し、それと同時に子へのアクセスの権利を守ることが望まれる。」とあり、国際間の子どもの連れ去りを禁止しています。しかし、国内法の未整備から、国内での子どもの連れ去りは未だ容認されています。

国内においては、2012年には民法も改正され、766条「父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項はその協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。」とあり、初めて、面会交流・養育費が明記されました。しかし、現実には、離婚届出が養育費・面会交流を取り決めないでも受理されることも多く、面会交流の拡充・養育費の支払いは遅々として進んでいないのが現状です。

これらのことから、2014年3月、国会では超党派議員40名以上が参加し、「親子断絶防止議員連盟」が設立され、親子断絶防止法の法制化への検討が進められており、一層これらの動きを加速する必要があると考えます。

つきましては、別居親も子どもの成長にかかわっていくことで（頻繁で断続的な面会交流・十分な養育費）、離婚後の子どもの精神的負担を和らげ、子どもの心の支えとなることに鑑み、「別居・離婚後の親子の断絶を防止するための法律」を速やかに整備することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成28年9月21日

下妻市議会

(提出先) 衆議院議長、 参議院議長
内閣総理大臣、 法務大臣

日本原電に対して、東海第二原発の運転期間20年延長の申請をしないように求める行動を要請する意見書

福島第一原発事故の際に発せられた緊急事態宣言は今なおそのままで。そして事故がなぜ起こったのかという原因についても未だ確定的な結論は出ておりません。溶け落ちた核燃料の状態を始め原子炉、格納容器内の状態が正確に調査できていないですからそれは当然のことです。津波が原因とする有力な説はあります BUT 原子力施設機器の損傷が先行したとの説もあります。

事故を最初に起こしたのは1号機でしたが、この原発は運転期間40年になる老朽原発でした。改正原子炉等規制法（通称）によれば、原発の運転期間は「（使用前）検査に合格した日から起算して四十年」と定められています（原子力規制委員会の許可を得て20年以内の一回限りの運転延長ができるという2項以降の規定はありますが）。この運転期間40年という原則を考慮に入れて、もし福島第一原発1号機の運転が止まっていたら事故の推移はどうであったろうと、想像することを禁じ得ません。

委員会提出議案第8号

父母の別居・離婚後の子との面会交流の環境整備を求める意見書

近年、国内では毎年25万組を超える夫婦が離婚し、そのうち14万組以上に未成年の子どもがいます。

そして、我が国の民法は、協議上の離婚であれ、裁判上の離婚であれ、離婚後の親権を父母の一方にのみ認める単独親権制を採っています。

のことから、離婚紛争時には、未成年の子どもをめぐり、奪い合いや連れ去り、子どもと同居している一方の親（同居親）が他方の親（別居親）に対して子どもとの面会や交流を拒絶し、あるいは妨害するといった事例もしばしばみられ、別居親が子どもとの面会交流を求めて全国の家庭裁判所に審判や調停を申し立てる件数も、年々増加しています。

本年6月には民法が一部改正され、協議上の離婚をするときには当該協議で「父又は母と子との面会及びその他の交流」を定めることとされました。協議や調停による合意にせよ、裁判上での審判や判決にせよ、離婚の成立後に相手方が子どもとの面会はおろか交渉にも応じず、実効性が確保されていないのが現状であります。

一方、別居や離婚により虐待や遺棄などから子どもが解放されるケースもあり、子どもの安全と安心を確保するための取組も重要であります。

以上のことから、国においては、子どもの人権を尊重し、その福祉や利益に最大の配慮をしつつ、別居・離婚後の父母と子どもの面会交流を適切に進めるための実効性のある法環境等の整備を進めることを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年10月21日提出

さいたま市議会総合政策委員会

委員長 輿水恵一